

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>大手前高等学校</p>	<p>平成27年10月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い同年11月1日から同月30日まで通勤しなかったため、同年11月分の精算事務（戻入）が必要であったが、これが行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 569 1421 772"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年10月から平成28年3月まで</td> <td>63,810円</td> <td>53,175円</td> <td>10,635円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額	平成27年10月から平成28年3月まで	63,810円	53,175円	10,635円	<p>速やかに過払いとなっている通勤手当の戻入措置を講じるとともに、今後は通勤手当の戻入処理のルールについて理解を深め、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b>  第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>  第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。  第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）  第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】</b>  第4条関係  1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>	<p>直ちに通勤手当の過払い分について戻入措置するとともに、事務職員に対し、通勤手当の戻入処理のルールを周知した。  今後は、通勤手当の戻入処理のルールに基づき、適正な事務処理を行う。</p>
支給対象期間	既支給額	再計算による支給額	過払支給額								
平成27年10月から平成28年3月まで	63,810円	53,175円	10,635円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年1月11日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																													
枚方支援学校	<p>長期休業者2名について、通勤手当の過払いが生じていた。</p> <p>1 職員Aに対し、平成27年4月及び同年10月に支給した通勤手当について、当該職員は平成27年8月24日から平成28年3月31日まで休業したにもかかわらず、同年9月から翌年3月分の戻入手続きが行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(交通用具 自動二輪)</p> <table border="1" data-bbox="492 625 1754 911"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>支給額</th> <th>支給対象期間</th> <th>休業期間</th> <th>過払額 (要戻入額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月</td> <td>42,600円</td> <td>平成27年4月から 同年9月まで</td> <td rowspan="2">平成27年8月24日から 平成28年3月31日まで</td> <td>7,100円</td> </tr> <tr> <td>平成27年10月</td> <td>42,600円</td> <td>平成27年10月から 平成28年3月まで</td> <td>42,600円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>85,200円</td> <td></td> <td></td> <td>49,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 職員Bに対し、平成27年4月に支給した通勤手当(同月から同年9月分)について、当該職員は平成27年6月17日から平成28年3月31日まで休業したにもかかわらず、同年7月から9月分の戻入手続きが行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(交通用具 自転車)</p> <table border="1" data-bbox="492 1136 1754 1297"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>支給額</th> <th>支給対象期間</th> <th>休業期間</th> <th>過払額 (要戻入額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月</td> <td>25,200円</td> <td>平成27年4月から 同年9月まで</td> <td>平成27年6月17日から 平成28年3月31日まで</td> <td>12,600円</td> </tr> </tbody> </table>	支給月	支給額	支給対象期間	休業期間	過払額 (要戻入額)	平成27年4月	42,600円	平成27年4月から 同年9月まで	平成27年8月24日から 平成28年3月31日まで	7,100円	平成27年10月	42,600円	平成27年10月から 平成28年3月まで	42,600円	計	85,200円			49,700円	支給月	支給額	支給対象期間	休業期間	過払額 (要戻入額)	平成27年4月	25,200円	平成27年4月から 同年9月まで	平成27年6月17日から 平成28年3月31日まで	12,600円	<p>速やかに過払いになっている通勤手当の戻入            手続を行うとともに、今後は通勤手当の戻入及び            支給事務について、適正な事務処理を行われた            い。</p> <p>【職員の給与に関する条例】            第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対            して支給する。            2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範            囲内で、月の1日からその月以後の月の            末日までの期間として人事委員会規則で            定める期間(以下「支給対象期間」とい            う。)につき、次の各号に掲げる職員の区            分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】            第4条 条例第14条第2項に規定する支給            対象期間は、人事委員会が定める日以降            6箇月の期間とする。ただし、これによ            り難しい場合の支給対象期間は、人事委員            会が定める。            第18条 条例第14条第1項の職員に対する            通勤手当は、その者の支給対象期間の初            日の属する月の給料の支給日に支給す            る。(以下略)            第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、            休暇、欠勤その他の理由により、月の1            日から末日までの期間の全日数にわたっ            て通勤しないこととなるときは、その月            に係る通勤手当は支給しない。(以下略)</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用につ            いて】            第4条関係            1 人事委員会が定める日は、毎年度4月            1日及び10月1日とする。</p>	<p>当該A・B職員の過            払い分については、平            成29年3月末までに            戻入した。            今後は通勤手当の            戻入及び支給事務に            ついて、適正な事務処            理に努める。</p>
支給月	支給額	支給対象期間	休業期間	過払額 (要戻入額)																												
平成27年4月	42,600円	平成27年4月から 同年9月まで	平成27年8月24日から 平成28年3月31日まで	7,100円																												
平成27年10月	42,600円	平成27年10月から 平成28年3月まで		42,600円																												
計	85,200円			49,700円																												
支給月	支給額	支給対象期間	休業期間	過払額 (要戻入額)																												
平成27年4月	25,200円	平成27年4月から 同年9月まで	平成27年6月17日から 平成28年3月31日まで	12,600円																												

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成29年1月30日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
むらの高等支援学校	<p>職員の通勤手当に関する規則第5条では、条例で定める運賃相当額の算出は運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるものとされているが、自宅から勤務公署まで自転車の使用により通勤認定されていた経路を確認したところ、認定距離より短い距離となる経路があったため、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 661 1374 850"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月から平成29年3月まで</td> <td>100,800円</td> <td>48,000円</td> <td>52,800円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成27年4月から平成29年3月まで	100,800円	48,000円	52,800円	<p>速やかに是正措置を講じるとともに、今後は通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の給与に関する条例】</b>  第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。  二 通勤のため自転車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（以下略）  2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。  二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び法第26条の3第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、一月当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。（以下略）  イ 自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円  ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>  第5条 条例第14条第2項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。  第7条 条例第14条第1項第2号の人事委員会規則で定める交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。</p> </div>	<p>当該職員について、正しい距離により通勤手当の認定を改めて行った。  また、過払いとなっていた通勤手当の平成27年度分は平成29年3月2日に戻入するとともに、平成28年度分は平成29年3月分給与支払いの際に調整を行った。  今後、申請経路を精査し、適正な認定を行う。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成27年4月から平成29年3月まで	100,800円	48,000円	52,800円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成29年1月30日）